

**笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定支援業務
公募型プロポーザル(書類審査)実施要領**

1 趣 旨

この実施要領は、笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル(書類審査)により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定支援業務

(2) 業務の規模(見積限度額)

¥3,256,000円

※上記の価格は、本業務の契約締結に係る上限額(消費税・地方消費税を含む)である。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月12日まで

(4) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

3 参加要件

本プロポーザル(書類審査)に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 笠間市暴力団排除条例(平成23年笠間市条例第26号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

- エ 暴力団員であることを知りながら，その者と下請契約，資材，原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 令和元・2年度笠間市建設工事等入札参加資格者一覧（022 集計，計算，調査，計画策定）に登録している者
- (6) 本業務において，専門的な立場で障害福祉関連施策について助言できる管理技術者（現場代理人：1名），照査技術者（主任研究員：1名）を配置できる者
- (7) 同種業務又は類似業務について，全国での過去5年間以内の受託実績がある者
なお，同種・類似の業務とは下記の業務とする。

- ・同種業務：障害者計画等策定業務
（例）第3期障害者計画，第5期障害福祉計画，第1期障害児福祉計画
- ・類似業務：介護保険事業計画策定業務，高齢福祉計画，地域福祉計画策定業務，子ども・子育て支援計画

4 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守，情報処理遂行体制

本業務を遂行するため，笠間市が保有する資料が必要な場合には，管理技術者又は，照査技術者に，借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は，本業務において笠間市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に，個人情報の漏洩がおきないよう細心の注意を払うものとし，企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。

<証明の方法>

情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）又は J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク取得）に審査登録が現在なされているとともに，機密保持に関する社内規程を設けていることとし，作業着手前にそれを証明する書類（認定証・規程の写し）等を提出するものとする。

5 提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ① 様式1 参加表明書
- ② 様式2 機密保持誓約書
- ③ 様式3 提案辞退届
- ④ 様式4 プロポーザル提出書
- ⑤ 様式5 企業概要書・業務実績書
- ⑥ 様式6 業務実施体制表及び業務担当経歴等調書
- ⑦ 様式7 業務協力企業確認書
- ⑧ 様式8 プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書
- ⑨ 様式9 履行証明書
- ⑩ 様式10 プロポーザル企画提案書

※1 企画提案書の規格は、原則としてA4判両面印刷とする。書式については特に定めないが、見やすさに留意のうえ作成し、枚数の規定も設けない。

※2 企画提案書については、仕様内容を満たした内容とし、社会経済情勢や国県の最新動向の反映のほか、企業独自の提案があればあわせて提案すること。

※3 企画提案書の構成について、特段の定めはないが、別紙「業務仕様書」に定める業務内容への対応方法等が伺える提案書とすること。

- ⑪ 様式11 質疑書
- ⑫ 様式12 審査結果通知書
- ⑬ 様式13 不採用通知書
- ⑭ 納税証明書の写し（直近1年分）

※1 納税証明書については、取得時点の最新年度分の納税証明書とする。

※2 本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地）における、証明年月日が公告日以降の法人市区町村税の未納のないことを証明する証明書の写しを提出すること。

- ⑮ 任意様式 見積書（見積内訳書を含む）

※見積内訳書の提出の際は押印の上で提出すること。また、受託候補者として選定された場合も参考見積書の金額がそのまま契約額となるわけではないことに留意すること。

(2) 提出書類等の提出媒体及び提出部数は次のとおりとする。

紙媒体：原本1部・写し1部

電子媒体：電子データ（PDF形式）1式 ※提出先に、メール又はCD-ROMにて提出

(3) 提出方法

提出先に、郵送又は直接持参

(4) 提出期限

令和2年6月11日(木)午後5時まで

(5) 提出先

所在：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号 担当部署：笠間市 保健福祉部 社会福祉課 障害G 担当 成田・上野・山田 Tel：0296-77-1101 Fax：0296-77-1162 E-mail：syougai@city.kasama.lg.jp

6 質問の受付・回答

(1) 受付期間

参加表明提出後、令和2年6月15日(月)午後5時まで

(2) 質疑書の提出方法

質疑書(様式10)を電子メール又は、郵送により提出すること。(期限必着)

※質疑書(様式10)の提出先は、5 提案書等の提出／(5)提出先に記載のとおり

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和元年6月17日(水)までに、参加表明書を提出した全員に「参加表明書(様式1)」に記載のある連絡担当者宛て郵送又はメールにて送付する。

7 契約候補者の決定方法

(1) 優先交渉権者の選定

笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定支援業務に係るプロポーザル審査要項(以下「審査要項」という。)により、審査・評価した結果に基づき、次により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

- ①提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。
- ②点数付けは審査委員ごとに参加者の得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決める。
- ③審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、総得点が多い参加者を候補者とする。

(2) 評価項目

企画提案書等の審査にあたっては、下記の項目により行う。

- ①業務実績：同種・類似業務の受注実績はあるか
- ②業務内容の理解：法・制度，国県動向及び障害者施策を取り巻く情勢を把握しているか
- ③提案内容：本仕様書を満たした内容となっているか
- ④実施体制：業務遂行に必要な専門的な知識やノウハウを有した人材が配置されているか
- ⑤価格：見積限度額との整合性があり，提案内容に対し妥当な価格であるか

8 審査結果通知

このプロポーザルの審査結果は，全提案者に書面で通知する。

なお，通知の内容については，通知を受けた日から起算して5日以内に書面により，通知の内容について説明を求めることができる。

9 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは，次の各号による。

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出後の記載内容の追加，修正はできないものとする。
- (3) 提出された提案書は，審査及び説明の目的に，その写しを作成し使用することができるものとする。

10 結果の公表

- (1) 9. 審査結果通知後速やかに，笠間市のホームページにて公表する。
- (2) 公表事項
 - ① 優先交渉権者
 - ② 提案者総数

11 失格

次の各号のいずれかに該当する場合，提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等が提出期間を超えて提出された場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合
- (4) 参加表明書提出期限から審査結果通知までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合

12 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、笠間市の指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (3) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書又はプロポーザルの提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式3）により、5. 提案書等の提出 (5) 提出先へ通知すること。
- (5) プロポーザルにおいて知り得た笠間市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (6) 本公募の関係者に対して、提案期間において、本公募の内容及び関連することについての接触を禁止する。
- (7) 提案書等の内容について、疑義があるときには、問い合わせすることがある。
- (8) プロポーザルに記載された担当職員は、病気、退職等のやむを得ない場合を除き、変更できないものとする。

14 その他

- (1) 提出された書類全ての作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 原則、書類提出後の内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザル(書類審査)に係る審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案等を無効にするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 参加申込者は、審査結果に異議を申し立てることができない。

15 スケジュール

項目	期限等
公募開始	令和2年6月3日(水)
参加表明書等の提出	令和2年6月11日(木)午後5時まで
質疑の受付	令和2年6月15日(月)午後5時まで
質疑の回答	令和2年6月17日(水)午後5時まで
企画提案書等の提出	令和2年6月19日(金)午後5時まで
企画提案書の審査日	令和2年6月25日(木)
契約締結の予定日	令和2年7月上旬頃
履行期間	契約日の翌日から令和3年3月12日

16 問合せ先

所在：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

担当部署：笠間市 保健福祉部 社会福祉課 障害G担当 成田・上野・山田

Tel：0296-77-1101

Fax：0296-77-1162

E-mail：syougai@city.kasama.lg.jp

